

6 女性がいきいきと参画できる社会の実現

事業名	配偶者暴力相談支援対策事業
-----	---------------

(所管：子ども福祉課 家庭福祉係)

継続（平成14年度）

※ 婦人保護事業の中の一部

1 目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、相談受付や医学的・心理学的指導一時保護、自立支援、保護命令にかかる裁判所への提出用書面の提出などの機能をもった女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）の機能を整備して配偶者からの暴力の防止及び被害者保護を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
配偶者暴力相談支援対策費	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員の配置，専門研修会の参加及び活動費 ・ 心理療法士によるカウンセリング ・ 宿直員による一時保護者への対応等 ・ 民間施設への一時保護委託 	国 1/2 県 1/2

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		28年度当初	27年度当初	対前年比	
配偶者暴力相談支援対策費	千円 13,487	千円 13,487	千円 13,111	% 102.9	

4 28年度実施計画及び事業実績（婦人保護事業を含む）

事業区分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
1 婦人保護更生費	相談件数	相談件数	相談件数
	来所 1件	来所 1件	来所 42件
	電話 1件	電話 1件	電話 1,497件
	メール等 1件	メール等 1件	メール等 10件
	計 1件	計 2,084件	計 1,549件
2 婦人保護費	一時保護 1件 1日	一時保護 52件 491日	一時保護 35件 219日
	婦人保護施設収容(延) 1人 1日	婦人保護施設収容(延) 14人 1,493日	婦人保護施設収容(延) 7人 915日

事業名	婦人保護事業
-----	--------

(所管：子ども福祉課 家庭福祉係)

継続（昭和32年度）

1 目 的

性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（要保護女子）の保護更生や配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 婦人保護更生費	県	各関係機関との連絡連携をとるため県内外で年1～2回研修会等を行い啓蒙を深める。	国 1/2 県 1/2
2 婦人保護費（一部再掲）	県	要保護女子又は被害者の相談に応じ、指導、一時保護、情報提供その他の援助を行う。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		28年度当初	27年度当初	対前年比	
1 婦人保護更生費	千円 5,169	千円 5,169	千円 5,245	% 98.6	
2 婦人保護費（一部再掲）	97,746	97,746	263,932	37.0	
計	102,915	102,915	269,177	38.2	

4 28年度実施計画及び事業実績（配偶者暴力相談支援対策事業で計上）